

## 岡山社会人サッカー連盟運営要項

第1条 本連盟運営要項は、岡山社会人サッカー連盟規約（以下規約という）第1条から第24条に定めるところにより、連盟の円滑な運営を図るため設定するものである。

第2条 規約第1条にいう第1種登録チームとは、財団法人日本サッカー協会第1種登録済みのチームであり全国社会人サッカー連盟に加盟登録したチームをいう。

第3条 規約第5条第1項に定める岡山サッカーリーグについては、原則として県リーグ及び地区リーグに分担して開催するものとし、岡山サッカーリーグ規約及び運営規程については別に定める。

第4条 規約第6条に定める役員のうち、副委員長の選出については、次によるを基準とする。

1. 副委員長は、委員の互選によるものとする。
2. 委員は、県リーグ運営委員長、事務局長、地区リーグ運営委員長、事務局長、中国リーグ運営委員並びに、審判委員、技術委員、規律・フェアプレー委員、広報委員の社会人担当各1名、及び、連盟運営委員会にて必要と決めた大会担当等の数名により構成する。

第5条 規約第19条に定める登録加盟料は、次のものの合計とする。

1. 協会団体登録料
2. 協会個人登録料
3. 社会人連盟加盟分担金
4. 共済掛金
5. 機関紙購読料
6. 監督登録料
7. 新規加盟料
8. 再加盟料

第6条 前条3にいう社会人連盟加盟分担金は、規約第5条に定める事業を実施するために必要とする事務的経費とし、大会運営経費については参加料及び補助金を以って当てるを原則とする。

第7条 各リーグの運営費は、独立採算制をもって運営する。

第8条 共済制度実施に伴う運営規程は、岡山社会人サッカー連盟共済制度規約に定める。

第9条 本連盟の経費は、連盟会計とし、リーグ会計及び共済会計は独立採算制として、各々別途に処理するものとする。

第10条 本運営要項に定めのない事項については、連盟運営委員会に於いて決定し処

理するものとする。

第11条 規約・規則及び期日指定に従わないチームの処分は本連盟運営委員会において決定し、通知するものとする。

(附 則) 本規約は、昭和52年4月1日から施行する。

平成19年4月1日一部改正